

会 議 記 録 (1)

| | |
|-----------|---|
| 会議名称 | 平成22年度第1回北本市自治基本条例審議会 |
| 開会及び閉会日時 | 平成22年5月27日(木) 午前10時～午前11時15分 |
| 開催場所 | 文化センター第4会議室 |
| 議長氏名 | 会長 有働秀鷹 |
| 出席委員(者)氏名 | 有働秀鷹、内田政之助、宮原鈴代、浅野昭八、遠井美智子、櫻井 等、清水英男、高荷正春 |
| 欠席委員(者)氏名 | 柴田辰雄、鈴木洋子 |
| 説明者の職氏名 | 協働推進課 主幹 長嶋太一 |
| 事務局職員職氏名 | 総合政策部 部長 谷澤 暢 協働推進課 課長 柴崎照夫 主幹 長嶋太一 主事補 長谷川知亮 主事補 海野直子 |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 自己紹介 3 職員紹介 4 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 北本市自治基本条例審議会会長及び副会長の選出について (2) 北本市自治基本条例について (3) 今後の取組みについて 5 そ の 他 6 閉 会 |
| 配布資料 | <ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 北本市自治基本条例審議会委員(名簿) 3 はじめよう!市民主役のまちづくり(パンフレット) 4 北本市自治基本条例《条例の手引き》 5 自治基本条例はどうやってつくったの? 6 北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会報告について 7 自治基本条例により委任される条例・施策の研究 8 口座振替依頼書 |

会 議 記 録 (2)

| 発言者 | 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|------|---|
| 柴崎課長 | <p>1 開 会</p> <p>これより、平成22年度第1回北本市自治基本条例審議会を開催します。お手元の会議次第に基づきまして進行させていただきます。</p> |
| 柴崎課長 | <p>2 自己紹介</p> <p>まず、第1回の会議ですので皆様に自己紹介をお願いしたいと存じます。有働様から右周りで順番に自己紹介をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 順番に全員が自己紹介—</p> |
| 柴崎課長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>本日、欠席の委員につきましては、私からご紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">— 欠席委員の紹介 —</p> |
| 柴崎課長 | <p>3 職員紹介</p> <p>引き続きまして、職員の紹介をします。</p> <p style="text-align: center;">— 職員の自己紹介 —</p> |
| 柴崎課長 | <p>4 議題</p> <p>それでは、お手元に配布してございます北本市自治基本条例審議会規則をご覧ください。</p> <p>第4条（会長及び副会長）と第5条（会議）をご覧ください。</p> <p>第4条第1項 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。 同条第3項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>第5条第1項 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>同条第2項 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。と規定されています。</p> <p>本日は8名の委員にご出席をいただいておりますので会議は成立したことになります。また、最初の審議会ですので、会長と副会長が選出されるまでの間、副市長が議長を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、副市長、よろしく申し上げます。</p> <p>(1) 北本市自治基本条例審議会会長及び副会長の選出について</p> |

会 議 記 録 (2)

| 発 言 者 | 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------|---|
| 副市長 | <p>それでは議題(1)北本市自治基本条例審議会会長副会長の選出について、ご審議をお願いします。</p> <p>事務局が説明しましたとおり、規則により会長及び副会長は互選により定めることとなっています。皆様のご意見を伺います。いかがでしょうか。</p> |
| 宮原委員 | <p>会長と副会長につきましては、条例を制定する際に、懇話会で会長と副会長を務められました、内田政之助さんと有働秀鷹さんに是非お願いしたいと思います。</p> |
| 清水委員 | <p>自治基本条例制定までの長い間苦勞されてきた方が、会長になる方がよいと思います。宮原委員の意見に賛成します。</p> |
| 副市長 | <p>内田政之助委員と有働秀鷹委員にお願いしたいという意見がございましたがいかがでしょうか。他にご意見はございますか。</p> |
| 副市長 | <p>内田委員、有働委員よろしいでしょうか。</p> |
| 内田委員 | <p>有働さんが会長をお引き受けいただけるようでしたら、私も副会長としてお手伝いさせていただきたいと思います。</p> |
| 副市長 | <p>内田委員から有働委員を会長に推薦するご意見をいただきましたが、有働委員、いかがでしょうか。会長をお受けいただけますか。</p> <p style="text-align: center;">— 有働委員、内田委員 承諾 —</p> |
| 副市長 | <p>それでは、会長は有働秀鷹委員、副会長は内田政之助委員にお引き受けいただくことで皆様よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">— 全委員 承諾 —</p> |
| 副市長 | <p>ありがとうございます。それでは、私はここで議長の任を解かせていただきます。この後の議事の進行につきましては、有働会長、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 会長、副会長 就任挨拶 —</p> |
| 柴崎課長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>下田副市長はこの後公務の予定がございますので、ここで退席させていただきますことをご了承くださいますようお願いいたします。</p> |

会 議 記 録 (2)

| 発 言 者 | 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------|---|
| 有働会長 | <p>(2) 北本市自治基本条例について</p> <p>それでは議題の(2)北本市自治基本条例について、事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 北本市自治基本条例の概要について資料を示して説明 —</p> |
| 有働会長 | <p>(3) 今後の取組みについて</p> <p>それでは、続けて議題の、(3)今後の取組みについて、事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 今後の取組みについて資料を示して説明 —</p> |
| 有働会長 | 委員の皆様からご質問、ご意見はございますか。 |
| 櫻井委員 | 特定事項についての検討を進めるにあたり、どのようなスケジュールを考えているか教えてください。 |
| 事務局 | 6月に市民検討委員会と庁内検討委員会作業部会を発足し、月2回ぐらいを目安に市民検討委員会及び作業部会を開催し、市民参画条例と協働推進条例の素案を11月までを目安に作っていただきます。北本市自治基本条例審議会では、その素案について検討していただく予定です。従いまして、第2回審議会の開催は、11月頃になるかと思えます。 |
| 櫻井委員 | 審議会の適切な運営という表現は抽象的でよく分かりません。具体的にどのようなことをするのか教えてください。 |
| 事務局 | <p>北本市自治基本条例では、まちづくりの基本原則として、「情報の共有」「参加・参画」「協働」の3つの事柄を三原則としています。行政は、市民に対して市政に関する情報を適切に発信しているか、市民の参画が適切に行われているか、協働事業が推進されているか等、条例に定められているように市政運営が行われているかを審議していただくこととなります。まだ整備されていない、市民参画推進条例、協働推進条例についても、議会に案を上程する前に審議していただくことを予定しています。</p> <p>提案があります。審議会は11月まで開催されないようですので、正式な審議会としてではなく、非公式な会議として、今の皆様のご意</p> |

会 議 記 録 (3)

| 発言者 | 発言内容・決定事項 |
|------------------------------------|---|
| | 見を踏まえて、報酬の支出に関係なく、この委員会のメンバーで自治基本条例の内容や制定までの経過などを勉強したり、研究したりしてはどうでしょうか。 |
| 高荷委員 | 浅野委員の意見に賛成します。 |
| 有働会長 | <p>市の予算としては、委員報酬は3回分確保されているようですが、非公式な会議も事務局と相談して実現したいと思います。他に、ご質問、ご意見はございますか。</p> <p>ないようですので、本日の議事につきましてはこれで終了とさせていただきます。本日の議事はすべて終了いたしましたので、ここで議長の職を解かせていただきます。</p> |
| 柴崎課長 | ありがとうございます。 |
| | 5 その他 |
| 柴崎課長 | 5のその他でございますが、事務局から連絡事項がございます。 |
| | — 委員報酬の振込先・回収 — |
| 柴崎課長 | それではこれもちまして、平成22年度第1回北本市自治基本条例審議会を終了いたします。お疲れ様でした。 |
| 議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。 | |
| 平成22年 6月 / 日 会長 有働秀鷹 | |